

議第 90 号

呉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例の制定について

呉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条
例を次のように定める。

呉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

呉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 28 年呉市条
例第 29 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示
すように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第 1 章～第 4 章 略</p> <p>第 5 章 雑則（第 40 条）</p> <p>付則</p> <p>（母子生活支援施設の長の資格等）</p> <p>第 26 条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1) ～(3) 略</p> <p>(4) 市長が前 3 号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が 3 年以上であるもの又は厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの</p> <p>ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、<u>児童福祉事業</u>（国，都道府県又は市町村の内部組織における<u>児童福祉に関する事務</u>を含む。）に従事した期間</p> <p>イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、<u>社会福祉事業</u>に従事した期間</p>	<p>目次</p> <p>第 1 章～第 4 章 略</p> <p>第 5 章 雑則（第 40 条・<u>第 41 条</u>）</p> <p>付則</p> <p>（母子生活支援施設の長の資格等）</p> <p>第 26 条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1) ～(3) 略</p> <p>(4) 市長が前 3 号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が 3 年以上であるもの又は厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの</p> <p>ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、<u>相談援助業務</u>（法第 13 条第 3 項第 2 号に規定する<u>相談援助業務</u>をいう。以下同じ。）（国，都道府県又は市町村の内部組織における<u>相談援助業務</u>を含む。）に従事した期間</p> <p>イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、<u>相談援助業務</u>に従事した期間</p>

ウ 略
2 略
(業務の質の評価等)
第39条 略
第5章 雑則

(委任)
第40条 略

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年7月1日から施行する。ただし、第26条第1項の改正規定及び次項の規定は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の際現に母子生活支援施設の長として勤務している者は、この条例による改正後の第26条第1項に規定する母子生活支援施設の長として勤務している者とみなす。

(提案理由)

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。

ウ 略
2 略
(業務の質の評価等)
第39条 略
第5章 雑則
(電磁的記録)

第40条 児童福祉施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

(委任)
第41条 略